



グリーンリスト改訂に向けた整理について

2026年1月15日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

(参考) 大分類一覧

大分類

1	再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器を含む。）
2	省エネルギーに関する事業（省エネルギー性能の高い建築物の新築、建築物の省エネルギー改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）
3	汚染の防止と管理に関する事業（排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壤汚染対策、廃棄物の3R や熱回収、これらに関連する環境モニタリングを含む。）
4	自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業（持続可能な農業・漁業・水産養殖業・林業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、点滴灌漑を含む。）
5	生物多様性保全に関する事業（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。）
6	クリーンな運輸に関する事業 (電動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む。)
7	持続可能な水資源管理に関する事業（清浄な水や飲用水の確保のためのインフラ、都市排水システム、河川改修その他の洪水緩和対策を含む。）
8	気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）
9	循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービスを含む。）
10	グリーンビルディングに関する事業

改訂に向けた整理 別表

別表（通称：グリーンリスト）

① 国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2025年度改訂以降策定のもの）

(注釈として) ※グリーンイネーブリングプロジェクトとは、たとえそのプロジェクト自体が直接的な環境目的を達成しない場合でも、グリーンプロジェクトのバリューチェーン（とりわけその成立、製造、実施又はスケールアップに関連して）必要な要素であるプロジェクトを指す。グリーンイネーブリングプロジェクトの資金を調達しようとする資金調達者は、ICMAの「グリーンイネーブリングプロジェクトガイダンス文書」を参考し、資金調達を行うことも可能である。

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

(注釈として) ※プロジェクトの実施にあたっては、環境関連を含む関係法令の遵守が当然求められることから、資金提供者においてもリスク管理の観点から留意することが必要。

※単一のグリーンプロジェクトが複数の社会課題の解決に寄与する可能性や複数の環境改善効果を生む可能性があることにも留意が必要。その場合には複数の指標を用いて環境改善効果等を多面的に評価することが望ましい。

- グリーンボンド原則の冒頭部分のグリーンイネーブリングプロジェクトに関する記載を踏まえ、**別表のカバーページ**に追記してはどうか。
- ネガティブな影響への関心の高まりから、**別表のカバーページ**に注意喚起する旨の追記をいれてはどうか。
- グリーンリストWGにて『グリーンインフラやNbSは多機能性とコベネフィットの可視化が課題である』との御意見があったことから、**別表のカバーページ**に注釈を追記してはどうか。

改訂に向けた整理 大分類 1

大分類		小分類
1 再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器を含む。）	1 – 1	太陽光、風力（洋上を含む。）、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）、地熱、波力・潮力等の海洋再生可能エネルギー等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業
	1 – 2	再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業
	1 – 3	太陽光パネル、送電線、蓄電池等の上記の事業にて使用される機器を製造する事業
	1 – 4	太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱利用を行う事業
	1 – 5	事務所、工場、住宅、データセンター等で使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業
	1 – 6	再生可能エネルギーに資するICTソリューション(維持管理システム、運用システム、最適需給調整等)を提供する事業

① 国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2025年度改訂以降策定のもの）

—

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

—

改訂に向けた整理 大分類2

大分類		小分類	
2	省エネルギーに関する事業（省エネ性能の高い建築物の新築、建築物の省エネ改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）	2-1	事務所、工場、住宅、データセンター等について、省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修を行う事業（農林漁業関連施設、上下水道施設、データセンター等における事業を含む。）※BELS、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の環境認証取得やその他省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修（断熱改修含む）に関わるもの
		2-2	事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネルギー性能の高い機器や設備を導入する事業
		2-3	エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド等のエネルギーの面的な有効活用に関する設備を導入する事業
		2-4	省エネルギーに資するICTソリューション（BEMS、HEMS、CEMS、ITS、サプライチェーンマネジメント等）の提供や省エネルギー性能の高い通信技術の導入に関する事業

① 国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2025年度改訂以降策定のもの）

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

大分類2（指標の例として）「事業に係る建築物に~~し~~て取得した BELS、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、GX ZEH、GX ZEH-M、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の環境認証の種類と評価

→ 意見募集にて『「GX ZEH」及び「GX ZEH-M」等が始まるため『ZEH・ZEBの今後の変更も含む』として、幅広くとらえられるようにしてはどうか。』との御意見があつたことから、2-1に指標の例を追記してはどうか。

改訂に向けた整理 大分類3

大分類		小分類
3 汚染の防止と管理に関する事業 (排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壤汚染対策、廃棄物の3Rや熱回収、これらに関する環境モニタリングを含む。)	3－1	循環経済の実現にあたって、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階、廃棄段階の各段階において、ライフサイクル全体での最適化を図る事業（省資源・長寿命製品の設計・製造、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材の利用、製造事業者等による再生材の積極的な利用とリサイクル事業者等による再生材の供給といった動静脈連携（製造業・小売業などの動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業の有機的な連携）、食品ロス削減、廃棄物の高度な回収・処理（リサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設）を含む。）
	3－2	有害化学物質等の漏えい、揮発、浸透等の防止に係る先進的な設備・技術の導入や代替品の使用等を通じた有害化学物質等の環境（海洋環境を含む。）への排出を抑制する事業
	3－3	フロン類の排出抑制に資する製品の設計又は製造等を行う事業
	3－4	工場等からの排水の高度な処理・再利用や、環境改善効果の高い下水道施設整備・合流式下水道の改善等に関する事業
	3－5	汚染土壤を処理する事業
	3－6	プラスチックごみによる汚染の防止に資する事業
	3－7	水質汚濁物質・大気汚染物質・有害化学物質の排出防止と管理、廃棄物処理の管理等に資するICTソリューションを提供する事業

① **国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード**（※2025年度改訂以降策定のもの）

3－1：（ネガティブな環境効果の例として）「事業による生態系の悪影響」

3－6：（指標の例として）「使用されているプラスチックのうち、生分解の割合又はエンドオブライフにおいて循環利用（再使用・再生利用）される割合（%）」

② **発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等**

—

→ GCPでは、循環に関する主な環境インパクトカテゴリーとして、GHGの増加、土地利用変更、生物多様性などを定めていることから、3－1の**ネガティブな環境効果**として生態系に関する記載を追加してはどうか。

→ 9－1の追記に併せて、3－6の**指標の例**を修正してはどうか。

改訂に向けた整理 大分類4

大分類		小分類	
4 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業（持続可能な農業・漁業・水産養殖業・林業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、点滴灌漑を含む。）	4-1	持続可能な農業（有機農業等の環境保全型農業、点滴灌漑等）に関する事業	
	4-2	持続可能な漁業や水産養殖業に関する事業	
	4-3	持続可能な森林経営に関する事業	
	4-4	自然景観の保全及び復元に関する事業	
	4-5	地方自治体等による、又は地方自治体と連携して行われる、都市の緑地・水辺の保全・創出や水・緑のネットワークの形成等の事業	
	4-6	自然資源への負荷削減に資する事業	
	4-7	自然資源・土地利用の持続可能な管理に資するICTソリューション（農林水産資源の持続可能性に関するトレーサビリティシステム、森林管理システムを含む。）を提供する事業	

① 国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2025年度改訂以降策定のもの）

4-4 : （指標の例として）「事業によって保全された都市緑地の面積 (m²)」

大分類4 : （ネガティブな環境効果の例として）「農業や漁業の実施に伴う外来種の侵入・拡散」、「事業実施に伴う鳥獣被害の増加」、「大型の噴水設備やイルミネーション等の設置を伴う事業の実施によるエネルギー使用量の増加」、「事業の実施に伴う騒音、外来種の導入・拡散」

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

—

- 新たに創出する緑地だけでなく、既存の緑地の保全に関する事業も考えられることから、4-4に指標の例を追記してはどうか。
- **優良緑地確保計画認定 (TSUNAG認定) 申請者用手引き 「4.評価の基準 No.45 ネガティブ・インパクトの管理」**に基づいて大分類4にネガティブな環境効果の例を追記してはどうか。

改訂に向けた整理 大分類5

大分類	小分類
5 生物多様性保全に関する事業（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。）	5－1 保護地域やOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）等における生態系の健全性の保全・回復を行う事業 -森林生態系：森林の多面的機能の発揮の観点から、多様な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良くモザイク状に配置された状態を目指した整備及び保全（森林計画制度に基づく適正な森林整備、育成単層林における広葉樹の導入等による針広混交の育成複層林への誘導、天然生林の適切な保全・管理、貴重な野生生物の保護など生物多様性の保全に配慮した森林施設等） -農地生態系：農業における化学肥料の使用量や化学農薬の使用によるリスクの低減、有機農業の推進、家畜排せつ物の適正管理等による環境負荷の低減、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となる水路・畦畔や防風林などを含めたモザイク性のある農村景観全体の保全、荒廃農地・耕作放棄地の再生等 -都市生態系：都市公園の整備や緑地の保全、魅力ある水辺空間の創出等 -陸水生態系（河川・湖沼・湿地）：河川を自然に近い形に再生、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観の保全・創出につながる取組等 -沿岸・海洋生態系：水産資源の増殖及び（又は）ブルーカーボンを活用した吸収源対策等に関わる藻場・干潟・サンゴ礁等の海域環境の保全・再生・創出等（ブルーインフラに関する取組等を含む）
	5－2 絶滅危惧種の保全に関する事業（生息域内保全・生息域外保全を含む。）
	5－3 侵略的外来種による負の影響の防止・削減に資する事業
	5－4 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害の緩和に貢献する事業
	5－5 生物多様性保全に資するICTソリューション（衛星、飛行体、IoT等による生態系モニタリング、鳥獣害防止システム、生物多様性データ解析等）を提供する事業

① **国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2025年度改訂以降策定のもの）**

- 5－1：（ネガティブな環境効果の例として）「事業実施に伴う鳥獣被害の増加」、「事業実施に伴う騒音等」
- 5－2：（指標の例として）「種の保存法に基づく保護増殖事業の一環として行う事業の実施数」
- 5－2：（ネガティブな環境効果の例として）「生態系への悪影響（絶滅危惧種その他の在来種の種数・個体数、生息・生育地点数、生息・生育面積等の減少・消失等）」
- 5－3：（指標の例として）「実施する事業のうち、外来種の非意図的侵入に関して事前に対策を行ったものの割合(%)」、「産業利用、研究等の用途で意図的に導入した外来種の野生への逸出対策を行う事業所等の割合(%)」
- 5－3：（ネガティブな環境効果の例として）「捕獲後に外来種が脱走することによる分布拡大」

② **発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等**

—

→ TSUNAG認定申請者用手引き「4.評価の基準 No.45 ネガティブ・インパクトの管理」に基づいて5－1に**ネガティブな環境効果の例**を追記してはどうか。

→ 各省協議の御意見を踏まえ、5－2、5－3に**指標の例**および**ネガティブな環境効果**を追記してはどうか。

改訂に向けた整理 大分類6

大分類		小分類
6 クリーンな運輸に関する事業（電動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む。）	6-1	電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等）、鉄道、自転車、ゼロエミッション船（水素燃料電池船、バッテリー船等）の製造・導入や、それらを利用するためのインフラの整備等を行う事業
	6-2	計画的な物流拠点の整備、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等を通じて物流システムを効率化する事業
	6-3	エコドライブの支援のための機器（デジタル式運行記録計等）を導入する事業
	6-4	パークアンドライド、カーシェアリング等のための施設を整備する事業
	6-5	持続可能な海上輸送に関する事業（カーボンニュートラルポートの形成に資する事業（脱炭素型荷役機械の導入、停泊中船舶に陸上電力を供給する設備の導入等）、石油燃料流出防止、回収施設の改善に関する事業、港湾やターミナルの廃棄物処理に関する事業を含む。）

① 国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2025年度改訂以降策定のもの）

大分類6：（ネガティブな環境効果の例として）「輸送手段の利用に伴う外来種の導入・拡散」

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

6-1から6-4：（指標の例として）「施設数（箇所）、収容能力（台）、利用率・稼働率（%）」

- ➡ 運輸に関する事業の**ネガティブな環境効果の例**として、大分類6に「輸送手段の利用に伴う外来種の導入・拡散」を追記してはどうか。
- ➡ **意見募集**にて『パークアンドライドなら「駐車場の収容台数・利用者数」、カーシェアなら「ステーション数・配備車両数・稼働率」など、事業者が管理可能な指標で環境改善効果をより具体的に示せるとよい。』との御意見があったことから、6-1から6-4に**指標の例**を追記してはどうか。

改訂に向けた整理 大分類7

大分類		小分類	
7	持続可能な水資源管理に関する事業（清浄な水や飲用水の確保のためのインフラ、都市排水システム、河川改修その他の洪水緩和対策を含む。）	7-1	水源かん養や雨水の土壤浸透等の水循環を保全する事業（地下水保全、グリーンインフラの整備を含む。）
		7-2	水害の発生の防止のための施設の整備を行う事業
		7-3	清浄な水や飲用水の確保のためのインフラに関する事業（上水道の整備や海水を淡水化する事業を含む。）
		7-4	都市排水システムに関する事業（下水システムの整備、下水汚泥管理、汚染物質の流出を防ぐ都市排水システムを含む。）
		7-5	サプライチェーン全体で水供給を削減する水効率技術・設備・水管理活動

① 国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※ 2025年度改訂以降策定のもの）

—

① 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

7-3：（指標の例として）「供給量（m³/年）や供給安定性（例：給水制限日数の削減（日）など）」

7-4：（指標の例として）「事業実施により削減された排水の化学的酸素要求量（COD）または生物化学的酸素要求量（BOD）」

➡ **意見募集**にて『水資源関連の効果を「受益者数」で表すのは実務上困難なケースも多い。水道事業評価では「年間給水量」「給水制限日数」「漏水率」などが用いられており、社会的便益を示す参考指標となる。よって社会的便益をより正確に示すために、供給量や安定性も指標として追加すべき。』との御意見があつたことから、7-3に**指標の例**を追記してはどうか。

➡ **意見募集**にて『COD、BODは水質指標であり、水質汚濁物質ではないため、水質汚濁物質に関する記載と分けてはどうか。』との御意見があつたことから、7-4に**指標の例**を修正してはどうか。

改訂に向けた整理 大分類8

大分類	小分類
8 気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）	8-1 農業・林業・水産業： 気候変動に強い作物品種の開発と導入、環境負荷の低い農業の導入に関する事業 等
	8-2 水環境・水資源： 水資源の効率的な活用や渇水対策等の導入に関する事業 等
	8-3 自然生態系： 生態系に基づく適応や生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）等のグリーンインフラの整備に関する事業 等
	8-4 自然災害・沿岸域： 物流、鉄道、港湾、空港、道路、河川、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産における、自然環境や生物多様性保全等にも配慮した防災・減災機能を強化する事業（気候変動の適応に対応する国土強靭化に資する事業を含む） 等
	8-5 健康： 気象情報及び暑さ指数（WGBT）の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供、冷房・除湿器の導入、クールスポットの創出（日除け、ミスト等）に関する事業 等
	8-6 産業・経済活動： 事業所における気象災害対策や気候リスクの高いエリアからの移転、暑熱対策、原材料の安定確保に係る取組等、事業の持続可能性を確保するための事業 等
	8-7 国民生活・都市生活： 内水氾濫等の防止に向けた下水道施設の整備、施設の損壊等に伴う減断水が発生した場合における迅速で適切な応急措置及び復旧が行える体制の整備に関する事業 等
	8-8 気象観測や監視、早期警戒システムに関する事業や気候変動への適応に資するICTソリューションを提供する事業

① 国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2025年度改訂以降策定のもの）

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

8-6：（指標の例として）「従業員等の熱中症罹患件数の減少（件）、従業員等の熱中症対策コスト（円）」

➡ **意見募集**にて『「従業員等の熱中症対策コスト（円）」は指標として高い方が望ましいのか、低い方が望ましいのか判然としない。充当プロジェクトの実施により、得られた効果を指標とすべきであり、代替案として、「従業員等の熱中症罹患件数の減少（件）」、「従業員等の熱中症治療コストの減少（円）」等を検討してはどうか。』との御意見があつたことから8-6の**指標の例**を修正してはどうか。

改訂に向けた整理 大分類9

大分類		小分類	
9	循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービスを含む。）	9-1	環境に配慮した製品を製造する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品等の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービス（環境負荷の低減につながる、製品の適切な長期利用を促進するシェアリング、サブスクリプション、リペア・メンテナンス等）、当該製品製造に供する工場・事業場の建設・改修を含む。）
		9-2	温室効果ガス削減に資する技術や製品の研究開発・実証等に関する事業（関連項目に記載されている事業に関連する技術や製品、水素、アンモニア、CO ₂ の分離・回収・貯留・利活用に関する技術、次世代航空機、ゼロエミッション船（アンモニア燃料船、水素燃料船等）、SAF（持続可能な航空燃料）等。あくまで例示であり、これに限られるものではない。）

① **国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2025年度改訂以降策定のもの）**

9-1：（指標の例として）「重要原材料の割合（%）」、「収益に対する原材料投入量の総量（t/円）、原材料あたりの収益（円/t）」、「同等の製品と比較した際に想定される製品寿命の延長（年）」、「使用されているプラスチックのうち生分解の割合（%）」「製品の廃棄物量に対する循環利用量の占める割合（%）」

② **発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等**

9-1：（指標の例として）「温室効果ガス排出の削減貢献量（t-CO₂換算/年）及び削減実績量（t-CO₂ 換算/年）」

9-2：（指標の例として）「大分類3（汚染防止と管理に関する事業）」への参照を追加。

- WBCSD「GCP」やIFC「CE finance guidelines」などの国際ガイドラインおよび各省協議の御意見を踏まえ、9-1に**指標の例**を追記してはどうか。
- **意見募集**にて、『削減貢献量については製造業が対象となる大分類9「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」において環境改善効果の指標の例に含めるべき。』との御意見があったことから、9-1に**指標の例**「削減貢献量および削減実績量」を追記してはどうか。
- **意見募集**にて、『多排出産業である化学セクターのGHG排出量削減の主な一つとして、経産省の「『トランジションファイナンス』に関する 化学分野における技術ロードマップ」において、原料循環（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）が示されているため、大分類3も追記してはどうか。』との御意見があったことから、9-2の**指標の例**に大分類3を追記してはどうか。

改訂に向けた整理 大分類10

大分類		小分類	
10	グリーンビルディングに関する事業	10-1	建築物の省エネルギー性能だけではなく、ライフサイクルでの温室効果ガス排出削減、環境負荷の低い資材の使用、水使用量、廃棄物管理、生物環境の保全・創出等の考慮事項に幅広く対応しているグリーンビルディングについて、国内基準に適合又はCASBEE、LEED等の国内外で幅広く認知されている環境認証制度において高い性能を示す環境認証を取得してその新築又は改修を行う事業

① 国際ガイドライン・国内計画等※を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード（※2025年度改訂以降策定のもの）

② 発行事例・ヒアリング等を踏まえて追加・修正が必要と考えられる箇所及びキーワード等

10-1：（指標の例として）「持続可能な森林から産出された木材（森林認証（FSC認証、SGEC/PEFC認証）を取得した森林から産出された木材、又は、グリーンウッド法に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できる木材）の調達量(t) や割合(%)」

→ **意見募集**にて『「持続可能な森林経営に関する事業」の具体的な指標として、「持続可能な森林経営を民間機関が認証する森林認証（FSC認証、SGEC/PEFC認証）を取得した木材調達量」を追加してはどうか。』との御意見があったことから10-1に**指標の例**を追記してはどうか。

(参考) 「GX ZEH」及び「GX ZEH-M」の定義について (大分類2関連)

- 新築住宅の省エネ性能について、遅くとも2030年度までに省エネ基準（義務基準）が現行のZEH水準に引き上げられる予定。
- 2050年目標として「ストック平均で現行ZEH水準の省エネ性能を確保」とされているところ、省エネ性能牽引の担い手であるZEHは、今後より高い省エネ性能を掲げることが期待される。同時に、ゼロ・エネルギー化を進めていく観点から、自家消費型太陽光発電の促進も期待。
- これらの観点からZEHの定義を見直すこととし、新しい定義を2025年9月26日に公表済。
- 2027年4月1日の運用開始（予定）に向けて、Q&A集の作成や認知度向上に向けた周知等を行っていく。

		定義見直しのポイント	現行定義		新定義
省エネ性能	断熱性能	断熱性能の基準を引き上げ	共通	断熱等級5	断熱等級6
	一次エネルギー消費量削減率（省エネのみ）	省エネ率の基準を引き上げ	共通	20%	35%
設備要件	再エネ自家消費促進のため、戸建のエネマネ設備、蓄電池の設置を必須化		戸建	—	高度エネマネ・蓄電池
			集合	—	—
再エネ要件 (省エネ率+再エネ率)	再エネ普及促進のため、省エネ率と再エネ率と共に高水準となる上位シリーズを追加		戸建	『ZEH』：100% Nearly ZEH : 75%	GX ZEH+ : 115% GX ZEH : 100% Nearly GX ZEH : 75%
			集合	『ZEH-M』：100% Nearly ZEH-M : 75% ZEH-M Ready : 50%	GX ZEH-M+ : 115% GX ZEH-M : 100% Nearly GX ZEH-M : 75% GX ZEH-M Ready : 50%
Oriented（再エネ無し）適用要件	気象条件や建築地特有の制約等について、 利用実態を踏まえた見直し		戸建	多雪地域(積雪100cm以上) 都市部狭小地	多雪地域(積雪100cm以上) 都市部狭小地
			集合	—	多雪地域(積雪100cm以上) 高層(6層)以上

※現行定義：新規取得は 2028 年 3 月まで可能。

(参考) 希少種保全 (大分類5関連)

希少種保全対策の概要

- ✓ 我が国に生息する希少種保護
 - ✓ レッドリスト・レッドデータブックの作成

- ✓ 海外の希少種の保護
 - ✓ ワシントン条約
 - ✓ 二国間渡り鳥等保護条約（協定）

種の保存法*における規制等の概要

国内希少野生動植物種
(458種・亜種)
(特定第1種(商業的繁殖種)
(特定第2種(二次的自然分布種等))

- ✓ 個体等の取扱規制
 - 捕獲等・譲渡し等の禁止
 - 販売目的の広告・陳列の禁止
 - 輸出入の禁止
- ✓ 生息地等保護区の指定
 - 10地区指定 (1,489ha)
- ✓ 保護増殖事業の実施
 - 79種・亜種に関する計画策定
 - 民間・自治体による保護増殖事業の認定・確認

国際希少野生動植物種
(813種類)

- ✓ 個体等の取扱規制
 - 販売目的の広告・陳列の禁止
 - 譲渡し等の禁止
 - 輸出入時の承認義務付け
- 例外的に譲渡し等が可能な場合
 - 登録を受けた場合(生きている個体は個体識別措置をした上で更新制)
 - 象牙等で全形を保持しないものを譲渡する場合(象牙に係る事業者登録制度)

- ✓ 「認定希少種保全動植物園等」制度
 - 種の保存に資するものとして一定の基準に適合した動植物園等を認定 25園館

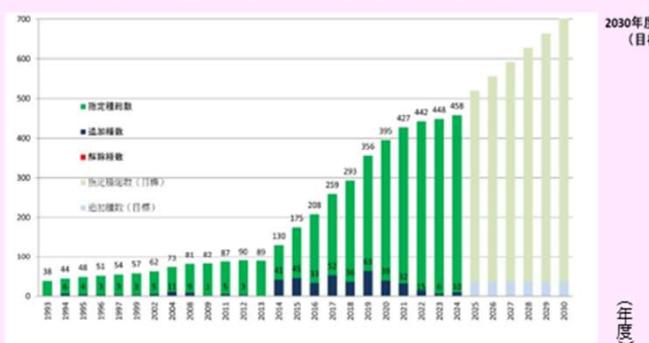
* 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

種の保存法の在り方検討

- 前回改正法（2018年6月施行）の施行から5年が経過したこと等を踏まえ、2023年度から法律の施行状況評価を実施。その評価結果等を踏まえ、2025年10月に同法の「在り方検討会」を設置し、今後の法律の在り方について、検討を開始。

国内希少野生動植物種の指定

- 2020年までに種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を300種追加指定する目標を踏まえ、2020年までに309種を追加指定。
- さらにその後、前回法改正で新たに創設された特定第二種国内希少野生動植物種を含め指定を進め、2025年12月現在458種を指定。



ヤンバルクイナ

レッドリスト

- 環境省では、1991年以降、日本の絶滅のおそれのある種のリストを作成し「レッドリスト」として公表。
- 直近では、2020年に「環境省レッドリスト2020」を公表し、現在「第5次レッドリスト」の評価作業中。そのうち先行して評価を終えた一部の分類群（植物・菌類）について、2025年3月に公表。その他の分類群については、2026年以降の公表に向けて引き続き評価作業中。
- 2025年12月時点での最新の環境省レッドリストにおける絶滅危惧種数は、計3,565種（動物：1,502種、植物・菌類：2,063種）。

ガイドラインの作成

猛禽類や二ホンウナギ等の社会的に関心の高い絶滅危惧種 及び 再工ネ導入にあたって特段の配慮が必要な種について、生息状況や保全措置の考え方を示すガイドラインを作成。

(参考) 外来種対策

(大分類5、その他ネガティブな環境効果関連)

目的

人為により意図的、非意図的に海外から導入される生物（外来生物）の増加により、生態系等に被害が生じ、我が国の生物多様性損失の大きな要因となっているため、その被害を防止する。

外来生物法 H17施行、H26・R4改正

■特定外来生物

- 被害の未然防止の観点から隨時指定
(162種類指定済み ※令和8年1月時点)
 - ・令和5年6月にアメリカザリガニ、アカミミガメを「条件付特定外来生物」に指定

- 飼養・輸入等の規制

- 地方自治体等の防除の支援、等

■外来種被害防止行動計画 (環境省・農水省・国交省策定)

外来種対策の中長期的な総合戦略

- 民間企業を含む多様な主体との外来種対策の連携促進

- 普及啓発：外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・抜けない）

国際協力

■昆明・モントリオール生物多様性枠組の外来種対策の目標達成を目指した国際的な議論に貢献。

- R7年8月に「日中韓外来種専門家会合」を韓国で開催。
3ヶ国の外来種専門家を交えて、各国の取組状況や協力の方向性を議論。

- R7年12月に「第3回侵略的外来種に関するG7ワークショップ」をオンライン開催。G7各国の外来種対策の実施状況に関する情報交換を行った。

国による防除事業

■生物多様性保全上重要な地域における防除

【マングース】（奄美大島・沖縄本島やんばる地域）

- 令和6年9月3日に、奄美大島での根絶を宣言。生物多様性保全上の重要な成果として、国内外に知見を発信し、他地域の対策に貢献
- やんばる地域では、平成12年度から令和6年度までに約6,000頭を捕獲（令和6年度は67頭捕獲）。



■侵入初期における緊急防除【ヒアリ】

南米原産。毒性が強く、刺されるとアレルギー反応により人体に重大な影響が生じ、安心安全な国民の生活に支障を及ぼす

おそれがあるため、要緊急対処特定外来生物※に指定。

- ヒアリは平成29年6月の国内初確認以降、これまで20都道府県で171事例が報告。
- アカカミアリはこれまで25都道府県で192事例が報告。（令和7年12月1日現在）
- 関係省庁会議（議長：内閣官房副長官補）の下、各省庁と連携した港湾等での水際対策強化の取組で定着を阻止できているが、引き続き、最大限の警戒と更なる対策の徹底が必要。



※まん延した場合には著しく重大な被害を及ぼすおそれがあるため、検査、防除などの拡散を防止するための措置を緊急に行う必要がある生物

特定外来生物防除等対策事業（交付金）

■地方公共団体等が行う特定外来生物の防除等を支援するため、令和5年度に創設

■令和7年度は146自治体177案件の事業に交付予定

令和7年度補正：6億円

令和8年度当初予算案：1億円



アライグマ

ナガエツルノゲイトウ

■令和8年度に国際観光旅客税財源によるクビアカツヤカミキリ対策事業補助金を創設

令和8年度当初予算案：6億円



クビアカツヤカミキリ

第8回グリーンリストWGでの論点

本日の議論（資料3－1，資料3－2）における論点まとめ

資料3－1 優先検討課題に関するグリーンリストの改訂の方向性について

- 優先課題4つについての論点は以下の通り。

①新規策定又は改訂が行われた国内計画等に基づいた資金使途例等の拡充

➢グリーンリストがICMAの分類を基にプロジェクトを例示するリストであるという役割を踏まえ、認証制度等で示される数値基準は議論せず、プロジェクトの小分類、指標、ネガティブな環境効果の記載を充実させる上で参考となる考え方を中心に議論を進めることでよいか。

②ヒアリング・発行事例等に基づいた資金使途例等の拡充

➢自治体・建設業界へのヒアリングを踏まえ、どのようなリストの記載の拡充があるか。
➢グリーンリストの活用促進策としてどのようなものが考えられるか。（例：グリーンファイナンスセミナーでの紹介など）

③グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方の整理

➢GBP改訂で「GEPは適格なグリーンプロジェクトの成立及び実行に必要な構成要素である」ことが記載されたことを踏まえ、グリーンリストにおいてもGEPについて記載することでよいか。

④国際的なガイダンス等に基づいた資金使途事例の拡充

➢グリーンリストがICMAの分類を基にプロジェクトを例示するリストであるという役割を踏まえ、プロジェクトの小分類、指標、ネガティブな環境効果の記載を充実させる上で参考となる考え方を中心に、リストへの反映可能性を議論することでよいか。

資料3－2 グリーンリスト改訂に向けた整理について

- ①指標、②ネガティブな環境効果の例、③別表冒頭注記への追加等が主な変更となる見込み。変更箇所の妥当性、その他必要な事項はあるか。

<各種調査等の結果>

➢意見募集では、主に指標について追加意見をいただいているところ。
➢国内計画等からは入れるべきキーワード等の指摘は特にない。
➢国際的なガイダンス等（WBCSD、IFC等）に基づいた拡充の可能性はあるが、大きく変更すべき点はない見込み。
➢これまでキーワードとして挙げられてきた今後のニーズが予想される資金使途は、まだ資金調達の事例がないものが多い状況。
➢適応、自然資本、建設、地域的な資金調達などを中心に情報収集、ヒアリングを実施。地域的な資金調達の事例については複数あるがリスト改訂に直接結びつくものではないか。